

一般社団法人日本社会福祉学会定款（一部抜粋）

施行 2010年4月1日

改正 2013年5月26日

（役員の種類）

第17条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とする。また、2名以内を副会長とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、理事のうち3名以内を法人法第91条第1項第2号の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」）とすることができる。

（役員を選任）

第18条 役員は、社員総会において正会員の中から選出する。

2 会長、副会長、業務執行理事は、理事会において選出する。

（理事の職務及び権限）

第19条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 業務執行理事の職務及び権限は、理事会が別に定める規定による。

4 会長、業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第20条 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監督し監査報告を作成すること

(2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること

(3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときには意見を述べること

(4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを理事会に報告すること

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること

ただし、その請求の日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が、請求の日から5日以内に発せられない場合は、直接理事会を招集すること

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

（役員任期）

第21条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補充または増員により選任された役員の任期は、前任者または現在者の残任期間とする。
- 3 役員の再任は妨げない。ただし連続して3期以上重任することはできない。また役員としての任期は通算12年を超えることができない。
- 4 役員は、辞任した場合または任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第22条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事の解任については総社員の議決権の3分の2以上の決議によらなければならない。

(報酬等)

第23条 代議員・役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により、別に定める。

(取引の制限)

第24条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第25条 この法人は、法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

一般社団法人日本社会福祉学会役員候補者選出規則

2010年4月1日施行

2013年5月26日改正

(総則)

第1条 一般社団法人日本社会福祉学会定款（以下「定款」という。）第18条第1項による役員を社員総会で選出するとは、予めこの規則により選出された役員候補者を 社員総会 でそれぞれ承認することによるものとする。

(選出方法)

第2条 理事候補者のうち14名以内の者（以下「選挙理事候補者」という）は、次期代議員予定者 による選挙で選出する。選出された選挙理事候補者は、協議の上で、6名以内の理事候補者（以下「推薦理事候補者」という）を 次期代議員予定者 の中から推薦することができる。

2 監事候補者は、代議員による選挙で選出する。

(選挙事務)

第3条 選挙理事候補者および監事候補者の選挙事務を管理するために、選挙管理委員会を設置する。

2 この規定に定めるもののほか、選挙事務に関して必要な事項は、理事会がこれを定める。

3 選挙管理委員会は、当選人の確定結果を公表したときに解散する。

(選挙管理委員会)

第4条 選挙管理委員会の委員は、理事会が指名する4名以上の正会員および理事1名によって構成する。ただし 次期代議員予定者 は、理事として委員に就く1名を除いて、委員になることはできない。

2 委員長は委員の互選によって選出する。ただし理事は委員長になることはできない。

3 委員の過半数が出席しなければ委員会を開くことはできない。

4 ただし、欠席する場合、出席する委員に委任することができる。

(選挙権・被選挙権)

第5条 日本社会福祉学会代議員選挙規則によって 選出される次期代議員予定者は、選挙権を有する。

2 前項により選挙権を有する者であって、定款第21条第3項によって役員への就任を制限されていない者は、被選挙権を有する。

3 地域ブロックの理事の選出に関しては、自らが所属する地域ブロックの理事選挙に限る。自らが所属する地域ブロックとは、学会に登録している現住所に基づく。現住所に異動がある場合は、選挙管理委員会が定める期日までに登録を変更しなければならない。期日以降の異動があっても、地域ブロックの所属は変更しない。

(役員候補者名簿)

第6条 被選挙権を有する役員候補者名簿は、すべての正会員が選挙期間中に学会のホームページ等で閲覧できるものとする。

(選挙の方法)

第7条 投票は、オンライン投票システムによる。ただし郵送による投票を希望する者は、選挙管理委員会が定める期間内に申し出れば郵送による投票を行うことができる。

2 選挙権を有する者は、被選挙権を有するすべての者の中から5名以内の選挙理事候補者（以下「全国理事候補者」という）に連記無記名により投票する。次に自らが所属する地域ブロックにおいて被選挙権を有する者の中から1名の選挙理事候補者（以下「地域ブロック理事候補者」という）に無記名により投票する。さらに被選挙権を有するすべての者の中から2名の監事候補者に投票する。

3 一人の投票において、同一の候補者を、全国理事候補者・地域ブロック理事候補者・監事候補者

のいずれの候補者として投票しても構わない。ただし全国理事候補者、あるいは監事候補者として、一人のものに2票以上投票することはできない。その場合は、同一の候補者に対する1票のみを有効とする。

(当選人の決定)

第8条 投票の効力は、選挙管理委員会が判定する。所定の期日に間に合わなかったものや、郵便による投票で何人を記載したかを確認し難いものは無効とする。

- 2 全国理事候補者として得票された票を得票順に集計し、上位7名を当選とする。
- 3 地域ブロック理事候補者として投票された票を各地域ブロック毎に得票順に集計し、前項により全国ブロック理事候補者として当選した7名を除く、上位1名(7ブロック計7名)を当選とする。
- 4 監事候補者として投票された票を得票順に集計し、2項および3項によって選出された理事候補者(20名)を除く、上位2名を当選とする。
- 5 得票数上位者が、同一得票数のため当選人の予定数を超える場合は、その最も少ない得票数で並ぶ者の中から、選挙管理委員会がくじで決定する。
- 6 選挙管理委員会は、当選人が決定した後、速やかに結果を公表し、当選人に当選を通知しなければならない。
- 7 当選人が、選挙管理委員会が定める期間内に役員候補者となることを承諾しなければ当選の効力を失う。
- 8 前項の就任の承諾者の総数が第2項、第3項および第4項に定められた数を下回る場合は、選挙管理委員会は、全国理事候補者、地域ブロック理事候補者、監事候補者の順に、繰り上げ当選の手続きを行わなければならない。繰り上げ当選は、それぞれの候補者の得票数に基づき、その次点者から行う。またその次点者が、すでに他の候補者となっている場合は、繰り上げ当選の効力を優先する。
- 9 選挙管理委員会は、すべての当選人が確定したらその結果をすみやかに公表しなければならない。

(規則の変更)

第9条 この規則を変更するときは、社員総会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、施行後3年を目途として、選挙の実施状況を勘案し、見直しを検討するものとする。
- 3 この規則は、2013年5月26日から施行する。

一般社団法人日本社会福祉学会役員の任期に関する申し合わせ事項

一般社団法人日本社会福祉学会定款第 21 条第 3 項但し書き、「ただし連続して 3 期以上重任することはできない。また役員としての任期は通算 12 年を超えることができない。」を適用する場合、任意団体日本社会福祉学会の役員の任期を含めることを、設立総会において申し合わせ事項として決議する。

2010年3月27日 一般社団法人日本社会福祉学会設立総会にて承認